

建設事業主団体、建設事業主の皆さまへ

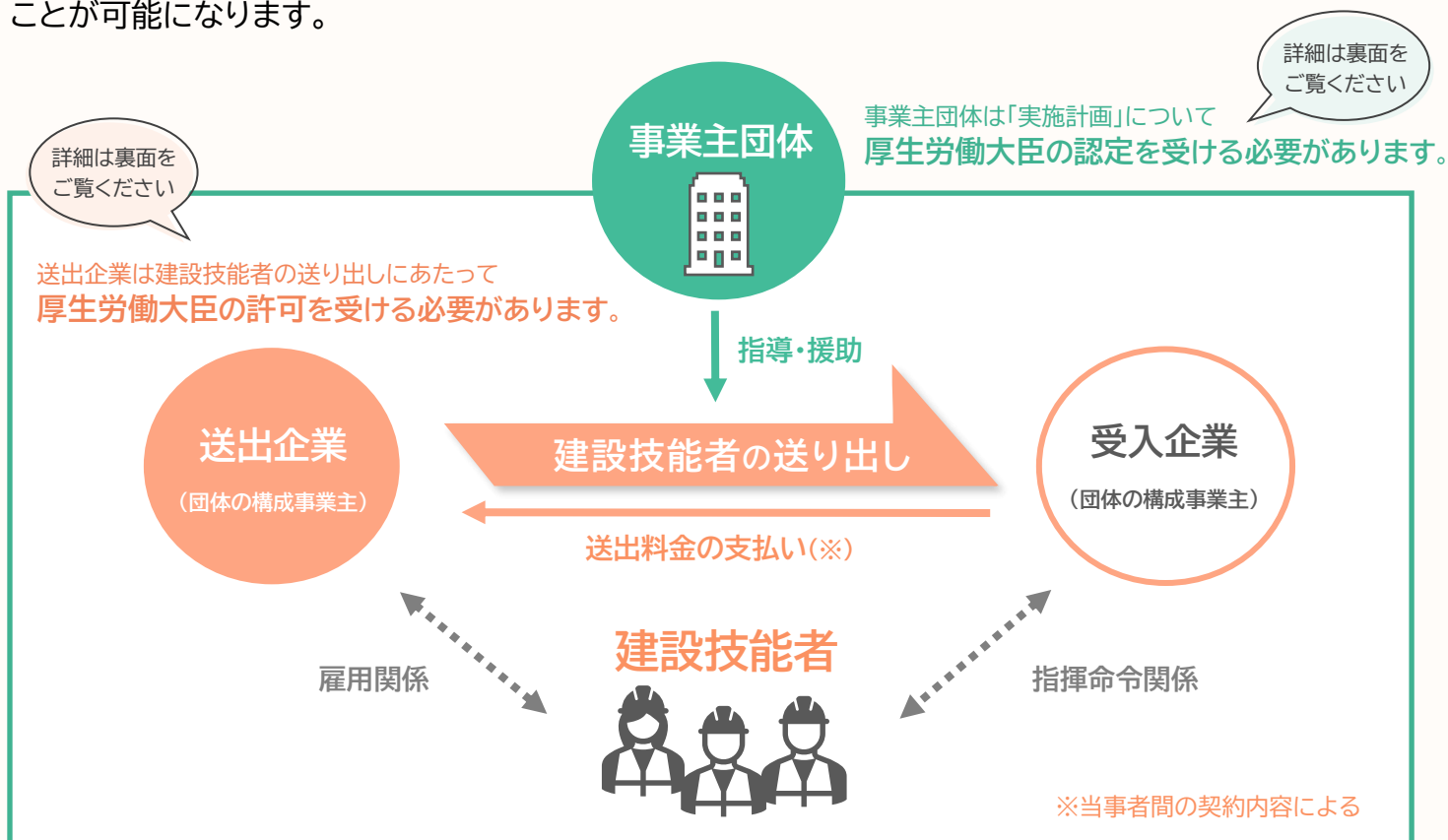


仕事の多い現場と少ない現場をつなぎ、 建設技能者の雇用を安定させる制度です

～建設業務労働者就業機会確保事業～

建設業務労働者就業機会確保事業は、事業主団体の企業間で技能者を一時的に融通し合える制度です。建設業では、特有の重層下請構造により、労働者に対する中間搾取等のおそれがあることから、技能者の労働者派遣は禁止されています。

本制度を活用することにより、団体の構成企業間で建設技能者を一時的に送り出し・受け入れることが可能になります。



活用のメリット



送出企業

仕事量の減少による
雇い止めリスクの回避



建設技能者

閑散期でも仕事が確保され、
雇用が安定する



受入企業

結果として繁忙期の現場に
必要な人手を確保できる

建設業務労働者就業機会確保事業を実施するためには、①事業主団体が実施計画の認定を受けること、②送り出しを行う構成事業主が建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けることが必要です。（申請にあたっては事前に管轄の都道府県労働局にご相談ください。）

1 事業主団体の実施計画の認定

実施計画とは

実施計画とは、建設労働者の雇用の改善、能力の開発・向上、福祉の増進に関する措置及び建設業務労働者就業機会確保事業等に関する措置を一体的に実施するための計画のことをいいます。

事業主団体の主な要件

- ・一般社団法人または一般財団法人（以下「法人」という）、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合または協同組合連合会（以下「組合等」という）であること
- ・直接または間接の構成員の数が30以上であること
- ・構成員の8割以上が建設業法第3条第1項の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であること
- ・法人においては事業期間が原則3年以上継続していること、組合等においては設立した日から5年以上経過していること

申請手続き

実施計画の認定を受けるためには、実施計画の内容を記載した「実施計画認定申請書」と添付書類を提出する必要があります。

（主な添付書類）

- ・定款及び登記事項証明書
- ・構成員の氏名または名称を記載した名簿
- ・最近3年間の事業報告書
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・役員の住民票の写し及び履歴書
- ・送り出しを行う事業主の最近1年間の実績報告書及び建設業の許可を受けていることを証する書面 など

2 送出事業主の建設業務労働者就業機会確保事業の許可

主な許可要件

- ・認定された実施計画に従って建設業務労働者就業機会確保事業を実施すること
- ・一定の要件を満たした雇用管理責任者が配置されていること、教育訓練の実施体制を整備するなど、送出労働者の雇用管理を適切に行うに足りる能力を有すること
- ・個人情報 を適正に管理し、送出労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
- ・上記のほか、以下の財産的基礎を有するなど、事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること
 - ・基準資産額（資産総額－負債）が【1,000万円×本事業を行う事業所数】以上であること
 - ・基準資産額が、負債総額の7分の1以上であること
 - ・事業資金として自己名義の現金・預金が【800万円×本事業を行う事業所数】以上であること

申請手続き

建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けるためには、「許可申請書」と添付書類を提出する必要があります。

（主な添付書類）

- ・定款及び登記事項証明書
- ・役員の住民票の写し及び履歴書
- ・個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・資産の内容及びその権利関係を証する書類
- ・雇用管理責任者の住民票の写し、履歴書、雇用管理責任者講習の受講証明書 など